

令和4年1月26日
東海農政局

令和3年度東海農政局発注者綱紀保持委員会定例会議の概要について

令和4年1月14日に令和3年度東海農政局発注者綱紀保持委員会定例会議をメール開催により実施しました。

議事概要は下記のとおりです。

記

1 日 時 別添資料のとおり

2 委 員 〃

3 議 題

(1) 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの働きかけを受けたとして報告のあった事案について

該当なし。

(2) 令和2年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

前年度の発注者綱紀保持研修・講習等の実施状況について、また発注者綱紀保持対策についての有資格業者への周知の実施状況について了解された。

(3) 令和3年度発注者綱紀保持対策の方針について

今年度の発注者綱紀保持研修・講習の実施計画及び事業者への周知の取組について承認された。

令和 3 年度東海農政局発注者綱紀保持委員会

定例会議（メール開催）

1 開催日 令和 4 年 1 月 1 4 日

2 委 員

| 名 称 | 職 名 | 氏 名 |
|-----|------------------|-------|
| 委員長 | 局長 | 小林 勝利 |
| 幹 事 | 総務管理官 | 石橋 広行 |
| 幹 事 | 事業経理官 | 中島 信一 |
| 幹 事 | 総務課長 | 辻川 雅彦 |
| 幹 事 | 会計課長 | 近江 俊輔 |
| 幹 事 | 農村振興部 設計課長 | 土屋 恒久 |
| 委 員 | 企画調整室 調整官 | 中道 正信 |
| 委 員 | 消費・安全部 消費生活課長 | 渡辺 英樹 |
| 委 員 | 生産部 生産振興課長 | 河村 篤 |
| 委 員 | 経営・事業支援部 担い手育成課長 | 柴原 幸雄 |
| 委 員 | 統計調整課長 | 荒木 雅明 |
| 計 | | 11 名 |

3 議 題

- (1) 農林水産省発注者綱紀保持規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案について 該当なし
- (2) 令和 2 年度発注者綱紀保持対策の実施状況について 別紙 1
- (3) 令和 3 年度発注者綱紀保持対策の方針について（案）. 別紙 2

別 紙 1

令和 2 年度発注者綱紀保持の実施状況について

1 発注者綱紀保持研修・講習の実施状況について

農林水産省発注者綱紀保持規程第 14 条第 1 項の規定に基づき、本省予算課指示及び東海農政局発注者綱紀保持委員会により決定した研修・講習について、以下のとおり実施。

| 講習会・研修名等 | | 備 考 |
|---|---|---------------------------|
| R2 年度計画 | R2 年度実績 | |
| (1) 発注者綱紀保持講習会 | | |
| 【開催時期】 令和 2 年 12 月～令和 3 年 1 月（予定） 【対象者】 発注担当職員及び管理監督者 【講師】 公正取引委員会事務総局中部事務所担当者 東海農政局総務課監査官 【内容】 入札談合の防止に向けて（予定） 農林水産省発注者綱紀保持対策について（予定） | 【開催日】 令和 3 年 2 月 26 日（金） 【参加者】 本 局：71 名 県 拠 点：9 名 事業所等：45 名 計 125 名 【講師】 公正取引委員会事務総局中部事務所担当者 東海農政局総務課監査官 【内容】 入札談合の防止に向けて 農林水産所発注者綱紀保持対策について | WEB 会議 |
| (2) 発注者綱紀保持 e ラーニング研修 | | |
| 【開催時期】 令和 2 年 11 月 16 日～12 月 25 日 【対象者】 全職員（非常勤職員除く） | 【開催時期】 令和 2 年 11 月 16 日（月） ～令和 2 年 12 月 25 日（金） 【参加者】 東海局 847/847 名（100%） 全 国 21,241/22,215 名 （95.62%） | |
| (3) 退職前研修 | | |
| 【開催時期】 令和 3 年 3 月下旬 （中途退職者はその都度） 【対象者】 定年退職者（再任用職員となる者を除 | 【開催日】 令和 3 年 3 月 30 日（火） （中途退職者はその都度） 【参加者】 57 名 | 「退職予定職員に対する退職前研修の実施等について」 |

| | | |
|---|--|--|
| <p>く)、応募認定退職者、自己都合退職者、再任用職員で任期満了により退職する職員</p> <p>【内容】</p> <p>発注者綱紀保持について</p> <p>独占禁止法・官製談合防止法について</p> | <p>(年度途中 2 名、3 月 55 名)</p> <p>【内容】</p> <p>同左</p> | <p>(平成 30 年 7 月 23 日付け 30 農人第 536 号大臣官房秘書課長通知)</p> |
|---|--|--|

2 発注者綱紀保持対策についての有資格業者への周知の実施状況について

農林水産省発注者綱紀保持規程第 15 条の規定に基づき、以下のとおり取組を実施。

| 実施項目及び内容等 | |
|-----------|---|
| (1) | <p>東海農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持対策の取組状況について掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業者の皆様へ」(平成 30 年 10 月 23 日付け東海農政局)のお知らせ ・東海農政局発注者綱紀保持委員会設置要領 ・東海農政局発注者綱紀保持委員会議事概要 ・農林水産省発注者綱紀保持規程 ・発注者綱紀保持委員会規則 |
| (2) | <p>局会計課、農村振興部及び国営事業所の受付窓口に掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)の「事業者の皆様へ」のお知らせ |
| (3) | <p>入札公告、入札説明書及び東海農政局調達情報マガジンに掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載内容 <p style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> 農林水産省の発注に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)を制定しております。 この規定に基づき、第三者からの不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。 </p> |

3 その他(参考)

東海農政局農村振興部により以下の研修を実施。

| 研修(講習)名等 | | 備考 |
|----------|--|-----------------|
| (1) | <p>情報漏洩・入札談合等のコンプライアンス研修(WEB 会議)</p> <p>【開催日】: 令和 2 年 9 月 7 日(月)</p> <p>【対象者】: 4 月の人事異動により農業農村整備事業に携わることとなった職員</p> <p>【受講者】: 36 名</p> <p>【講師】: 東海農政局設計課担当者及び総務課担当者</p> <p>【内容】: 発注者綱紀保持、独占法・官製談合防止法、国家公務員倫理、再就職等規制、機密保持、ロールプレイング演習</p> | <p>東海農政局で実施</p> |

令和 3 年度発注者綱紀保持対策の方針について（案）

1 発注者綱紀保持研修・講習の実施計画について

農林水産省発注者綱紀保持規程第 14 条第 1 項の規定に基づき、発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図るため、以下のとおり計画。

| | 研修（講習）名 | 備考 |
|-----|---|--|
| (1) | 東海農政局発注者綱紀保持講習会 【開催時期】：令和 4 年 1 月～令和 4 年 2 月（予定） 【対象者】：発注担当職員及び管理監督者 【講師】：公正取引委員会事務総局中部事務所担当者に依頼 【内容】：入札談合の防止に向けて（予定） 農林水産省発注者綱紀保持対策について（予定） | Web 会議により実施 |
| (2) | 発注者綱紀保持 e ラーニング研修 【開催時期】：令和 3 年 11 月～12 月 【対象者】：全職員 | 詳細は、本省の指示による。 |
| (3) | 退職前研修 【開催時期】：令和 4 年 3 月下旬（中途退職の場合はその都度） 【対象者】：定年退職者（再任用職員となる者を除く）、応募認定退職者、自己都合退職者、再任用職員で任期満了により退職する職員 【内容】：発注者綱紀保持について 独占禁止法・官製談合防止法について | 「退職予定職員に対する退職前研修の実施等について」（平成 30 年 7 月 23 日付け 30 農人第 536 号大臣官房秘書課長通知） |

2 発注者綱紀保持対策についての有資格業者への周知について

農林水産省発注者綱紀保持規程第 15 条の規定に基づき、発注事務にかかる綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、前年度に引き続き競争参加有資格者に対し以下のとおり実施することとする。

| | 実施項目及び内容等 |
|-----|--|
| (1) | <p>東海農政局ホームページに、当局における発注者綱紀保持対策の取組状況について掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業者の皆様へ」（平成 30 年 10 月 23 日付け東海農政局）のお知らせ ・東海農政局発注者綱紀保持委員会設置要領 ・東海農政局発注者綱紀保持委員会議事概要 ・農林水産省発注者綱紀保持規程 ・発注者綱紀保持委員会規則 |
| (2) | <p>局会計課、農村振興部及び国営事業所の事務室入り口に掲示するとともに、来訪した事業者が必ず目に触れるよう打合せスペースに配置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記(1)の「事業者の皆様へ」のお知らせ |
| (3) | <p>入札公告、入札説明書及び東海農政局調達情報マガジンに掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載内容 <p>農林水産省の発注に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）を制定しております。</p> <p>この規定に基づき、第三者からの不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。</p> |